

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、昭和町の人口は21,000人を越え、増加傾向が続いている。2020年の国勢調査の結果によると人口総数は20,909人、15歳以上の人口総数は17,625人、労働力人口の総数は12,090人、うち11,530人が就業している。その内訳（割合）は、第一次産業従事者が2.3%、第二次産業従事者が31.0%、第三次産業従事者が66.7%となっている。

次に、昭和町は、甲府盆地のほぼ中央に位置し、甲府昭和インターチェンジを有し、昭和バイパス、国道20号、塩部町開国橋線など交通立地に恵まれ、2つの工業団地や幹線道路沿いの商業・サービス業などが発展したまちである。また、区画整理事業の展開により大型商業施設の出店とともに快適な住環境が整備されたまちでもある。総務省統計局発行の「統計でみる市区町村のすがた2023」によると、昭和町には、1,529の事業所があり、第二次産業事業所数は240事業所、第三次産業事業所数は1,286事業所である。第二次産業の中でも製造業が集中しており一般機械、電子機械などの機械産業が集積している。さらにその9割は中小企業となっている。

現在、町内の中小企業、小規模企業者は増加傾向ではあるが、人手不足、後継者不足の課題にも直面している。現状を放置すると企業の休廃業に繋がる可能性も高まり、町内の産業基盤が失われかねない状況である。

昭和町では、小規模企業者支援事業や創業者支援事業などによる中小企業への支援事業を実施しており、地域産業の活性化と雇用創出力の向上を図っている。このような中、本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで町内の中小企業の生産性を根本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体のひとつとして更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

昭和町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多種多様な業種が昭

和町の経済・雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

昭和町は、北部の甲府昭和インターチェンジ周辺、東部の国母工業団地、西部の釜無工業団地周辺、区画整理事業により出店した大型商業施設、それらを結ぶ幹線道路沿いにと広域に産業が発達している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は昭和町全域とする。

(2) 対象業種・事業

昭和町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が昭和町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。それに伴い、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 町税等を滞納しているものを対象としない。
- ④ 町環境基本条例に配慮するなど、環境保全に関する適切な措置を講じるよう配慮する。
- ⑤ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。